

長崎労働局発表
令和2年11月30日

| | |
|----|--|
| 担当 | 長崎労働局 雇用環境・均等室 監理官 池田 秀義 室長補佐 市川 卓也 電話 095 - 801 - 0050 |
|----|--|

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～ その一環として、「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します ～

1 長崎労働局（局長 ^{たきがひら} 瀧ヶ平 ^{ひとし} 仁）では、ハラスメント^(※)が発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、事業主及び労働者に対しハラスメント防止を広く呼び掛けることで、ハラスメントのない職場づくりを推進します。

また、12月より設置する「ハラスメント対応特別相談窓口」では、各種ハラスメントだけでなく、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等についても対応いたします。

※ セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）、パワーハラスメント等。

【ハラスメント対応特別相談窓口】

期 間 令和2年12月1日（火）から令和3年3月31日（水）まで（土日祝日を除く）

時 間 9時30分～17時00分

方 法 電話又は面談

※電話の方は ➡ 095-801-0050 へお電話ください。

※面談の方は ➡ 長崎労働局雇用環境・均等室（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル

3F）

へお越しください。

◇ 相談内容

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）、パワーハラスメントのほか、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等。

また、妊娠・出産後、又は育児や介護をしながら働くための諸制度について知りたい場合もご相談に対

2 厚生労働省が行う全国の相談窓口として、「ハラスメント悩み相談室」平日（12:00～21:00）土日（10:00～17:00）も実施しております。

12月9日（水）にはWEBによる「職場におけるハラスメント防止に関するシンポジウム」の開催も予定しています。

[シンポジウム特設ページ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>]

【添付資料】

・ハラスメント相談窓口チラシ

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいは我慢せんばね」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早よ帰るけん、まわりは迷惑しとつとよ。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろうか。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

「妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い」および「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」とは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

相談して
ください！

長崎労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や紛争調停委員会による調停などを行っています。

長崎労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時30分～17時00分（土日祝日を除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 095-801-0050

住所 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

※駐車場はありませんので、お車でお越しの際は近くの有料駐車場を御利用ください。

